

令和元年7月8日

横瀬小学校校舎建築基本設計業務委託（簡易公募型プロポーザル方式）
における質問事項及び回答

横瀬町教育委員会

標記の件についての質問事項及び回答については次のとおりです。なお、同様の質問については整理してあります。

	質問事項	回答
1	平成 31、32 年度横瀬町入札参加資格（＝埼玉県の入札参加資格）について新規で登録する場合、埼玉県に問い合わせたところ埼玉県の電子入札共同システムに直近で 7/1～7/19 の期間で申請を行い、審査を経て 10/1 から資格が有効になるとのこと。この場合、プロポーザルの参加資格要件(1)を満たすか。	参加表明書の提出期限までに登録が必要となります。 現時点で登録されていない場合、早くても 10 月 1 日からの登録になるため参加資格は認められません。
2	2 以上の事業者と JV を構成し、プロポーザルへ参加・応募することは可能か。 またその場合、JV を構成する各事業者が補いあう形で参加資格要件を満たすことは可能か。	3 業者までの JV は参加可能とします。ただし、構成事業者のすべてが参加資格要件の（１）、（２）を満たしていることが必要となります。
3	参加資格要件に延べ床面積が 1,500 m ² 以上の校舎の新築・改築工事の業務実績を有するとありますが、体育館及び付属棟の合計が 1,500 m ² 以上でも宜しいですか。	1,500 m ² 以上の学校施設であれば参加可能とします。

4	様式第3号、様式第5～8号の下部の（注意）の添付書類は、募集要領7. 参加表明（1）③④⑤のことと考えてよろしいでしょうか。③④⑤とは別に各様式にも添付書類をつけるのではなく、募集要領7. 参加表明（1）①～⑥の順番通りと考えてよろしいでしょうか。	重複して添付する必要はありません。
5	募集要領7. 参加表明（1）③に「統括責任者及び意匠担当技術者においては、代表的な実績業務の外観写真1点、施設内写真1点」とありますが、⑤にも同内容が記載されております。③は会社の実績で、⑤は担当者の実績だと思いますので、③はではなく⑤のみに添付すると考えてよろしいでしょうか。	同一のものであれば、技術者の実績に添付してください。
6	募集要領7. 参加表明（1）③、⑤において、会社の実績、また複数の技術者に同一の実績がある場合、実績を確認できる書類は重複して添付するのではなく、全体で1部を添付すれば足りると考えてよろしいでしょうか。	重複して添付する必要はありません。
7	募集要領8. プロポーザルの手続き（5）の副本について、社名等が特定できないように様式第9号は所属部署、職・氏名のみを記載すると考えてよろしいでしょうか。	様式第9号についても正本と同様に記載した副本を提出してください。
8	現状の空き教室の使用状況についてお教え下さい。	学級数の減少により空いた教室は、会議室や少人数教室等として使用しています。
9	敷地内のボーリングデータ、柱状図をご提示頂けないでしょうか。	平成29年度に調査したボーリング柱状図を追加公開します。